

改正後	現行
<p>算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。</p> <p>(例) 前記①の事例で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>857</u> 単位×4回=<u>3,428</u> 単位</li> <li>・ <u>3,428</u> 単位×11.20円/単位=<u>38,393.6</u>円→<u>38,393</u>円</li> </ul> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① (略)</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) <u>サービス管理責任者の人員欠如</u>について</p> <p>(略)</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(9)～(13) (略)</p>	<p>算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。</p> <p>(例) 前記①の事例で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>854</u> 単位×4回=<u>3,416</u> 単位</li> <li>・ <u>3,416</u> 単位×11.20円/単位=<u>38,259.2</u>円→<u>38,259</u>円</li> </ul> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① (略)</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) <u>(一)以外</u>の人員欠如について</p> <p>(略)</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(9)～(13) (略)</p>
<p>2 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p>(一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者(相当する研修</p>	<p>2 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p>(一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者(相当する研修</p>

改正後	現行
<p>課程修了者を含む。) (以下「重度訪問介護研修修了者」という。) であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は <u>633</u> 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 84 単位を加算した単位数」</p> <p>(二) 「通院等介助 (身体介護を伴う場合)」の単位を算定する場合</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は <u>633</u> 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 84 単位を加算した単位数」</p> <p>(三)～(六) (略)</p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>⑬ 2 人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等について</p> <p>(一) 2 人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める要件 (平成 18 年厚生労働省告示第 546 号。以下「第 546 号告示」という。) <u>第 1 号イ</u>に該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、<u>第 1 号ハ</u>に該当する場合としては、例えば、</p>	<p>課程修了者を含む。) (以下「重度訪問介護研修修了者」という。) であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は <u>632</u> 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 84 単位を加算した単位数」</p> <p>(二) 「通院等介助 (身体介護を伴う場合)」の単位を算定する場合</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は <u>632</u> 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 84 単位を加算した単位数」</p> <p>(三)～(六) (略)</p> <p>⑩～⑳ (略)</p> <p>⑬ 2 人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等について</p> <p>(一) 2 人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める要件 (平成 18 年厚生労働省告示第 546 号。以下「第 546 号告示」という。) <u>第 1 号</u>に該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、<u>第 3 号</u>に該当する場合としては、例えば、エ</p>

改正後	現行
<p>エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。</p> <p>(二) (略)</p> <p>⑭～⑳ (略)</p> <p>㉑ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成31年3月26日付け障障発 0326 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</p> <p>㉒ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u></p> <p><u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知を参照すること。</u></p> <p>(2) 重度訪問介護サービス費</p> <p>①～⑰ (略)</p> <p>⑱ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第2の8の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉒の規定を準用する。</u></p>	<p>エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。</p> <p>(二) (略)</p> <p>⑭～⑳ (略)</p> <p>㉑ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成30年3月30日付け障障発 0330 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 重度訪問介護サービス費</p> <p>①～⑰ (略)</p> <p>(新設)</p>